

環境物品等の調達に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法

律第91号)第24条〔環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進〕及び循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第19条〔再生品の利用の促進〕の趣旨に則るものである。

また、昨今の地球温暖化対策の重要性にかんがみ、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)の確実な実施に資するため、国等は環境物品等を率先的に調達する必要がある。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関(以下「各機関」という。)は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

- ① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が必要となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者のさらなる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。
- ② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染⁴、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。
- ③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第6条技術仕様の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等 別記のとおり。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針で特定調達品目として取り上げたものは少数にとどまるが、特定調達物品等を用いて提供される役務なども環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関においては、これら環境負荷の低減に資する役務についても積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、

できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

3. その他環境物品等の調達に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者をはじめとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報~~を~~を十分に活用を図るとともにする~~など、~~温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベ

ル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。

別 記

1. 定 義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」： 本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。

「配慮事項」： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項。

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
-------	--

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様

性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

- イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

- 2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

- 3 「総合評価値」とは備考4に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

- 4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y（総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 ：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 ：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 ：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 ：最低保証の古紙パルプ配合率（％）

x_2 ：森林認証材パルプ利用割合（％）

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 ：間伐材パルプ利用割合（％）

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（％）

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 ：白色度（％）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加算対象とならない。

x_6 ：坪量（g/m²）

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内

については許容する。

5 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

6 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

7 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

8 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

~~9 判断の基準①の総合評価値については、平成 21 年度からの 1 年間は、経過措置として 70 以上を特定調達物品等とする。平成 22 年度以降は、森林認証材・間伐材の供給状況等を踏まえ、80 以上を特定調達物品等とすることを旨とする。~~

9 平成 22 年 3 月 31 日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価値 70 以上 80 未満の製品については、平成 22 年 4 月 1 日以降も特定調達物品等とみなすこととする。

10 平成 21 年 4 月 1 日より前に製造されたコピー用紙のうち、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 20 年 2 月 5 日 ~~一部~~変更閣議決定）のコピー用紙に係る判断の基準を満足する製品については、当該製品に総合評価値及びその内訳を記載しない場合も特定調達物品等とする。

フォーム用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
インクジェットカラープリンター用塗工紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【印刷用紙】

塗工されていない
印刷用紙

(カラー用紙を除く)

塗工されている印
刷用紙

【判断の基準】

① 古紙パルプ配合率70%以上であること。次のいずれかの要件を満たすこと。

ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。

イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。

② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

③ 塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。

④ 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。

③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。

⑤ ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。

【配慮事項】

① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。

② バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。

④ ③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

印刷用紙(カラー用紙)	—【判断の基準】— ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 —【配慮事項】— ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
-------------	---

備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

3 「総合評価値」とは備考4に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。

「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -0.5x_6 + 20 \quad (0 < x_6 \leq 10 \rightarrow x_6 = 10, 10 < x_6 \leq 20 \rightarrow x_6 = 20, 20 < x_6 \leq 30 \rightarrow x_6 = 30, x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y_1 (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2 (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 (ファンシーペーパー又は抄色紙 (色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。) には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準 (印刷参照) に示された A ランク (紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの) の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y_5 : 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合 (意図的に白色度を下げる場合) は加点対象とならない。

x_6 : 塗工量 (g/m²)

塗工量 (両面への塗布量) は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

5 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している

原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

6 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

7 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

【衛生用紙】

トイレット ペーパー	【判断の基準】 ○古紙パルプ配合率100%であること。
ティッシュ ペーパー	【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 <u>①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。</u> ①②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ③④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 注) —文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。
シャープペンシル	【配慮事項】

	○残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル 替芯	〔判断の基準は容器に適用〕
ボールペン	【配慮事項】 ○芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 ○消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【判断の基準】 <u>●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u> 【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。
朱肉	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 ○液が補充できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ステーブラー	【配慮事項】
ステーブラー針リ ムーバー	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ （本体）	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。

事務用修正具（テープ）	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔判断の基準は容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
粘着テープ（布粘着）	【判断の基準】 ●テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	【判断の基準】 ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削(手動)	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
○Aクリーナー(ウェットタイプ)	【判断の基準】 〔判断の基準は容器に適用〕 ● <u>主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u> 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
○Aクリーナー(液タイプ)	〔判断の基準は容器に適用〕 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
ダストブロワー	【判断の基準】 ● オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
レターケース	

メディアケース	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD及びDVD用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
マウスパッド	
OAフィルター (枠あり)	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】 ○マットの両面が使用できること。
デスクマット	
OHPフィルム	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
絵筆	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
絵の具	〔判断の基準は容器に適用〕
墨汁	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（液状） （補充用を含む。）	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（澱粉のり） （補充用を含む。）	【配慮事項】 ○内容物が補充できること。

のり（固形）	【判断の基準は容器・ケースに適用】
のり（テープ）	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
ファイル	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 【配慮事項】 ①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
バインダー	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

ファイリング用品	
アルバム	
つづりひも	【判断の基準】 ●<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 ③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
カードケース	
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

窓付き封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
けい紙	【判断の基準】 ●古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ●塗工されているものについては塗工量が両面で30 g/m²以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。 【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル	【判断の基準】 ●主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの
インデックス	

付箋紙	重量が製品全体重量の70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
付箋フィルム	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
黒板拭き	
ホワイトボード用 イレーザー	
額縁	
ごみ箱	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボックス	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし 機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付 型・首下げ型）	
鍵かけ （フックを含む。）	
チョーク	【判断の基準】 ●再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。

グラウンド用白線	【判断の基準】 ●再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】 ●主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステーブラー」には、針を用いない方式のものを含む。

2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。

4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

7 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。

10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。

11 ダストブローを、引火の危険性があり、安全性の確保を必要とする用途に使用する場合については、当該品目に係る判断の基準は適用しないものとする。なお、その場合にあっては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第4条に定められた係数）150以上の物質が含まれていないものを使用すること。

12 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、FD、CD、DVD 及びMO 用とする。

~~13 平成21年度において、市場動向を勘案しつつ、以下の品目の判断の基準について見直しを実施することとする。~~

~~シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、スタン
 プ台、定規、事務用修正具（液状）、ペンスランド、OAクリーナー（ウェット
 タイプ）、OAクリーナー（液タイプ）、レターケース、マウスパッド、のり（液状）、
 のり（固形）、のり（テープ）、ファイリング用品、つづりひも、ホワイトボード用~~

イレーザ

1-4-1-3 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

1-4 「スタンプ台」については、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成22年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、文具類共通の判断の基準を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4. オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあつては①の要件を、それ以外の場合にあつては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①表1に示された区分の製品にあつては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあつては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が85%以上であること。 ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、$0.02\text{mg}/\text{m}^3\text{h}$以下又はこれと同等のものであること。 ④次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

	使用又は再生利用システムがあること。 ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。

3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率(%)＝単一素材まで分解可能な部品数／製品部品数×100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）

②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）

③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

6 放散速度が 0.02mg/m³h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

7 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表 1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表 2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
		材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. O A 機器

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 <共通事項> ①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。 <個別事項> ①コピー機 <u>又は拡張性のあるデジタルコピー機</u> ア. コピー機 <u>又は拡張性のあるデジタルコピー機</u>（<u>毎分86枚以上の複写が可能なもの、</u>カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあっては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 <u>イ. カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表2-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</u> <u>イウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあっては、表3-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</u> ②複合機 <u>（インクジェット方式を除く）</u> ア. 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあっては、表4-1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあっては、表4-3-2-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判複合機にあっては、表3-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式の複合機 <u>ア. インクジェット方式の複合機（大判複合機を除く。）にあっては、表4-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</u> <u>イ. インクジェット方式の大判複合機にあっては、表4-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</u> ③拡張性のあるデジタルコピー機 <u>ア. 拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあっては表2-2に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分86枚以上の複写が可能なものを除く。）にあっては表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</u> <u>イ. 拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表3-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</u> 【配慮事項】
--	--

	①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--	--

備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

~~4 表1中「◆」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。~~

~~5-4 「大判コピー機」「大判複合機」及び「拡張機能付き性のある大判デジタル複写コピー機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙を処理するA2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれるコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。~~

~~6-5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。~~

~~7-6 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。~~

~~8-7 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。~~

~~9-8 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表1-1、表1-2、表2-1、表2-2、~~

表3—1、表4—1及び表4—3.2の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表2.6—1から表6—6、表3—2、表4—2、表5、表6及び表7の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

10 コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機については、平成22年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成21年2月13日変更閣議決定）のコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機に係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表1—コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM:1分 当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面 コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
$0 < \text{CPM} \leq 10$	≤ 11	◆	◆	◆	推奨
$10 < \text{CPM} \leq 20$	≤ 17	◆	≤ 55	◆	
$20 < \text{CPM} \leq 30$	≤ 69	◆	≤ 99	◆	
$30 < \text{CPM} \leq 40$	◆	◆	≤ 125	◆	必須
$40 < \text{CPM} \leq 50$	◆	◆	≤ 176	◆	
$50 < \text{CPM} \leq 60$	◆	◆	≤ 205	◆	
$60 < \text{CPM} \leq 70$	◆	◆	≤ 257	◆	
$70 < \text{CPM} \leq 80$	◆	◆	≤ 286	◆	
$80 < \text{CPM} \leq 85$	◆	◆	≤ 369	≤ 483	

備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。

2 「コピー速度」とは、A4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。

3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2—2及び表6において同じ。

4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2—2及び表6において同じ。

5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2—2及び表6において同じ。

6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく経済産業省告示第49号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表1—1 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$\text{ipm} \leq 15$	≤ 1.0	要件の適用なし
$15 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} - 0.5$	
$24 < \text{ipm} \leq 40$		購入時において標準装備又は任意の付属品
$40 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 10.3$	
$44 < \text{ipm} \leq 82$		購入時において標準装備
$82 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 39.0$	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべて

の場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1－2、表 2－1、表 2－2、表 3、表 4－1 及び表 4－2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2－3 の 3.（1）」による。以下表 1－2、表 2－1 及び表 2－2 において同じ。

表 1－2 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.5	要件の適用なし
$10 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} + 0.5$	購入時において標準装備又は任意の付属品
$24 < \text{ipm} \leq 26$		
$26 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 6.0$	購入時において標準装備
$44 < \text{ipm} \leq 68$		
$68 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 30.0$	

表 2－1 カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 2.8	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 5.2	購入時において標準装備
39 < ipm ≤ 58		
58 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 26.0	

表 2－2 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$\text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} + 3.5$	要件の適用なし
$19 < \text{ipm} \leq 26$		購入時において標準装備又は任意の付属品
$26 < \text{ipm} \leq 39$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 3.0$	購入時において標準装備
$39 < \text{ipm} \leq 62$		
$62 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 25.0$	

表 2－2 カラーコピー機能を有する拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 —(ipm:1分当たりの画像出力枚数)—	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$\text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 2$	推奨
$19 < \text{ipm} \leq 50$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 2$	必須
$50 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 28$	

表 3-1 大判コピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間		スリープ時 消費電力
	大判コピー機	大判複合機	
ipm≦30	30分	30分	58W
30<ipm≦50		60分	
50<ipm			

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

3 スリープ時の消費電力の基準には、表 3-3 の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

表 3 大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの 移行時間	印刷エンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
ipm $\leq$ 30	30 分	$\leq$ 30W	$\leq$ 1W
30<ipm	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表 5 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表 2-3 の 3. (2)」による。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

表 4-1 インクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの 移行時間	印刷エンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
ipm $\leq$ 10	15 分	$\leq$ 1.4W	$\leq$ 1W
10<ipm $\leq$ 20	30 分		
20<ipm	60 分		

表 4-2 インクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの 移行時間	印刷エンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
ipm $\leq$ 30	30 分	$\leq$ 15W	$\leq$ 1W
30<ipm	60 分		

表3-3.5 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプ を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0 0.5
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表 4-1 の製品にのみ適用される電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10W の場合 0.052×(PSOR-10W)

備考) 「第 1 許容値」とは、画像製品コピー機等のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第 2 許容値」とは、画像製品コピー機等のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

表 4-1 複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
ipm≤20	≤0.20×ipm+2	推奨
20<ipm≤24	≤0.44×ipm-2.8	
24<ipm≤69	≤0.44×ipm-2.8	必須
69<ipm	≤0.80×ipm-28	

備考) 1 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表 4-2 及び表 4-3 において同じ。

~~2 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表4-2及び表4-3において同じ。~~

~~3 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表4-2及び表4-3において同じ。~~

表2-6-1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < \text{CPM} \leq 20$	—	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{CPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒	$\leq 15\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3-6-2において同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズの下紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの下紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ①A2サイズの下紙は、コピー枚数を4倍すること。
- ②A1サイズの下紙は、コピー枚数を8倍すること。
- ③A0サイズの下紙は、コピー枚数を16倍すること。

2 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表6-3及び表6-5において同じ。

3 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6-3及び表6-5において同じ。

4 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6-3及び表6-5において同じ。

2.5 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3-2、表4-2、表5、表6-2及び表7-6-6において同じ。

3.6 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3-6-2、表6-5及び表7-6-6において同じ。

4.7 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。以下表3-2、表4-2、表5、表6-2及び表7-6-6において同じ。

5.8 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3-6-2、表6-5及び表7-6-6において同じ。

表3-6-2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < \text{CPM} \leq 40$	—	—	—	$\leq 10\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分

表4-2-6-3 リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm：1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	—	—	$\leq 25\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 80\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 95\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 120 分	必須

備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5-6-4について同じ。

2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5-6-4において同じ。

3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5-6-4から表7-6-6において同じ。

表4-3—カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$\text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 5$	推奨
$19 < \text{ipm} \leq 32$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 5$	必須
$32 < \text{ipm} \leq 61$	$\leq 0.44 \times \text{ipm} - 2.8$	
$61 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 25$	

表5-6-4 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1 分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 90 分

表 6-5 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1 分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 15\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 120 分	必須

表7-6-6 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm : 1 分当たりの画像出力枚 数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	—	—	$\leq 65\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 45\text{W}$	—	$\leq 100\text{W}$	≤ 90 分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5－2 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑦製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。
-------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ①複合理論性能が1秒につき5万メガ演算以上のもの
 - ②256超のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - ③入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの
 - ④演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - ⑤複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
 - ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を有しないもの
- 2 判断の基準②については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JISC 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同JISの付属書Bの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。
- 3 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型

のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア. 内蔵モデム、無線 LAN、FDD、CD/DVD、MO 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ. 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。

- 5 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

- 6 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 7 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 8 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。

ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。

イ. 使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。

ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

- 9 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ. マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率

電子計算機の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	64 本以上		3.1
	8 本以上 64 本未満		0.079
	4 本以上 8 本未満	16 ギガバイト以上	0.071
		16 ギガバイト未満	0.068
	4 本未満	16 ギガバイト以上	0.053
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.039
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.024
		2 ギガバイト未満	0.016
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	6 ギガバイト未満	0.027
	2 本未満	2 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0048
		2 ギガバイト未満	0.0038
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの		1 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0026
		1 ギガバイト未満	0.0022

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるものの以外のもののうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなくに使用され得るものをいう。

4 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む)であって、主記憶容量が6ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第50号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-3 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ① プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。 ア. モノクロプリンタ（<u>高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。</u>）にあつては、表1-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表1-2に示された区分ごとの基準。 イ. カラープリンタ（<u>高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。</u>）にあつては、表2-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表2-2に示された区分ごとの基準。 ウ. インクジェット方式のプリンタにあつては、表3に示された区分ごとの基準。 エ. インパクト方式のプリンタにあつては、表4に示された区分ごとの基準。 ② 大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあつては、表5-1に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表5-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------------------------------	--

備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。ただし、表5-1及び表5-2においては、幅が406mm以上の連続形式媒体に対応する製品が該当するを含み、A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあつては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

4 プリンタ、プリンタ／ファクシミリ兼用機については、平成22年度の1年間は経過措置

を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）のプリンタ、プリンタ／ファクシミリ兼用機に係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表 1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 12$	≤ 1.5
$12 < ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm - 1$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 31$

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1 分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。—画像は、A4 サイズ又は 8.5"×11"サイズ of 用紙に、各辺からの余白を 1 インチ (2.54cm)、使用フォントを 12 ポイント、行間を 1 行とした白黒画像とする。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 15$	≤ 1.0	要件の適用なし
$15 < ipm \leq 24$	$\leq 0.10 \times ipm - 0.5$	
$24 < ipm \leq 40$		
$40 < ipm \leq 44$		
$44 < ipm \leq 82$	$\leq 0.35 \times ipm - 10.3$	購入時において標準装備又は任意の付属品
$82 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 39.0$	購入時において標準装備

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11" of 用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11" of 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4、表 5-1 及び表 5-2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 20$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$
$20 < ipm \leq 69$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$
$69 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$

表 1-2 モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.5	要件の適用なし
$10 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} + 0.5$	
$24 < \text{ipm} \leq 26$		
$26 < \text{ipm} \leq 44$		
$44 < \text{ipm} \leq 68$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 6.0$	購入時において標準装備又は任意の付属品
$68 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 30.0$	購入時において標準装備

表 2-1 カラープリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$\text{ipm} \leq 50$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 2$
$50 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 28$

表 2-1 カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 2.8	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 5.2	
39 < ipm ≤ 58		購入時において標準装備
58 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 26.0	

表 2-2 カラープリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$\text{ipm} \leq 32$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 5$
$32 < \text{ipm} \leq 61$	$\leq 0.44 \times \text{ipm} - 2.8$
$61 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 25$

表 2-2 カラープリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$\text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} + 3.5$	要件の適用なし
$19 < \text{ipm} \leq 26$		購入時において標準装備又は任意の付属品
$26 < \text{ipm} \leq 39$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 3.0$	
$39 < \text{ipm} \leq 62$		購入時において標準装備
$62 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 25.0$	

表3—インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm $\leq$ 10	5分	$\leq$ 3W
10<ipm $\leq$ 20	15分	
20<ipm $\leq$ 30	30分	
30<ipm	60分	

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。
- 2 スリープ時消費電力の基準には、表6の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。
- 3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm $\leq$ 10	5分	$\leq$ 1.4W	$\leq$ 1W
10<ipm $\leq$ 20	15分		
20<ipm $\leq$ 30	30分		
30<ipm	60分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。
- 2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表6の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。
- 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

表4—インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm $\leq$ 10	5分	$\leq$ 6W
10<ipm $\leq$ 20	15分	
20<ipm $\leq$ 30	30分	
30<ipm	60分	

表4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 10$	5 分	$\leq 4.6\text{W}$	$\leq 1\text{W}$
$10 < \text{ipm} \leq 20$	15 分		
$20 < \text{ipm} \leq 30$	30 分		
$30 < \text{ipm}$	60 分		

表5-1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 13\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分	

表5-1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 15\text{W}$	$\leq 1\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分		

表5-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 54\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分	

表5-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 14\text{W}$	$\leq 1\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分		

表6 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部 <u>記憶装置 (ストレージ)</u> ドライブ (<u>SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない</u>)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) <u>又はその他技術のランプ</u> を使用するスキャナ (<u>ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される</u>)	—	<u>2.0</u> <u>0.5</u>
<u>冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)</u>	<u>—</u>	<u>0.5</u>
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (<u>通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される</u>)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (<u>対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される</u>)	—	0.8
内部メモリ容量 (<u>データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる</u>)	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (<u>許容値は表3及び表4の製品にのみ適用される</u> 電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10W の場合 <u>0.05</u> <u>2</u> × (PSOR-10W)

備考) 「第1許容値」とは、画像製品プリンタのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品プリンタのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

5-4 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

2 ファクシミリについては、平成22年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成21年2月13日変更閣議決定）のファクシミリに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表1—モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 12$	≤ 1.5
$12 < ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm - 1$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 31$

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。—画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズ of 用紙に、各辺からの余白を1インチ (2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を1行とした白黒画像とする。以下表2において同じ。

2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表2において同じ。

表1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 15$	≤ 1.0
$15 < \text{ipm} \leq 40$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} - 0.5$
$40 < \text{ipm} \leq 82$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 10.3$
$82 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 39.0$

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。表 2 において同じ。

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$\text{ipm} \leq 50$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 2$
$50 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 28$

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 32$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} + 2.8$
$32 < \text{ipm} \leq 58$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 5.2$
$58 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 26.0$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
5分	$\leq 3W$

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準には、表 4 の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷エンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
5分	$\leq 1.4W$	$\leq 1W$

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表 4 の追加機

能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギー省プログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。

表4 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプ を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0 0.5
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表3の製品にのみ適用される電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10W の場合 0.052×(PSOR-10W)

備考) 「第1許容値」とは、画像製品ファクシミリのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品ファクシミリのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-5 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○表 1 に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	--

備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

2 スキャナについては、平成 22 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）のスキャナに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表 1—スキャナに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
≤15 分	≤5W

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準には、表 2 の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表 1 スキャナに係るスリープ移行時間、スキャンエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	スキャンエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
15 分	≤4.3W	≤1W

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表 2 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタートプログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。

表2 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) <u>又はその他技術のランプ</u> を使用するスキャナ <u>(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)</u>	—	<u>2.00.5</u>
<u>冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)</u>	<u>—</u>	<u>0.5</u>
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム <u>(通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)</u>	—	-0.5
コードレス電話用通信システム <u>(対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)</u>	—	0.8
内部メモリ容量 <u>(データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)</u>	—	1GB ごとに 1.0W

備考) 「第1許容値」とは、画像製品スキャナのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品スキャナのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

5－6 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

- ①記憶容量が1ギガバイト以下のもの
- ②ディスクの直径が40mm以下のもの
- ③最大データ転送速度が1秒につき70ギガバイトを越えるもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が 1 枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.3)$
	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が 4 枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.5)$
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が 1 枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.4)$
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が 4 枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以下であってディスク枚数が 1 枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以下であってディスク枚数が 2 枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.8)$
サブシステム		$E = \text{Exp}(2.00 \times \ln(N) - 19.7)$

- 備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中の N は、磁気ディスクの回転数 (rpm) を表す。
- 2 $\ln$ は底を e とする対数を表す。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 51 号 (平成 18 年 3 月 29 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

5-7 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって、可視対角線画像サイズが60インチ以下のものとする。

2 判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5 ディスプレイについては、平成 22 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）のディスプレイに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表—ディスプレイに係るオンモード消費電力等の基準

オンモード（稼働時）消費電力	移行時間	スリープモード消費電力	オフモード消費電力
$\leq 23W$ （1メガピクセル未満） $\leq 28 \times W$ （1メガピクセル以上）	≤ 30 分	$\leq 2W$	$\leq 1W$

備考) 1 「X」はメガピクセル（総画素）数であり、式で得られる消費電力は最も近い整数に切

り上げるものとする。

- 2 「オンモード（稼働時）消費電力」とは、製品が電源に接続されて画像を生成する状態をいう。
- 3 「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態であり、ユーザー又はコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザー又はコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 5 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。
- 6 ディスプレイの消費電力が常に表に掲げるスリープモード及びオフモードの消費電力以下に維持される場合も基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、スリープモードを経ず、直接オフモードに移行してもよい。

表 ディスプレイに係るモード別消費電力の基準

	オンモード 消費電力 (W)	スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 以下	$\leq 6 \times MP + 0.05 \times A + 3$	≤ 2	≤ 1
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 超	$\leq 9 \times MP + 0.05 \times A + 3$		
対角線画面サイズ 30 インチ以上 60 インチ以下	$\leq 0.27 \times A + 8$		

- 備考) 1 「MP」はディスプレイ解像度（メガピクセル）を、「A」は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。
- 2 「オンモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、主機能である画像の表示を実行している状態をいう。また、オンモード消費電力は、算定式の算定結果の小数点以下第2位を四捨五入したものとする。
- 3 「スリープモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、接続されている機器からの信号受信、又はスリープタイマーや占有センサーのような内部機能の誘因事象により低電力モードに入っている状態（接続されている機器からの信号受信又は内部機能の誘因事象により、当該モードから復帰可能であること）をいう。
- 4 「オフモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、電源スイッチによる起動を待機し、いかなる機能も提供していない状態（使用者が当該モードから復帰させるために機械的スイッチを操作しなければならない）をいう。
- 5 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-2」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5－8 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	【判断の基準】 ○待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が 500W 以上のもの

②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。

4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表 シュレッダーに係る待機電力の基準

区分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W 未満	有／無	< 2.5W
100W 以上 500W 未満	有	< 3.0W
	無	< 2.0W

備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

- 2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-9 デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑥低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。
---------	--

- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

- 備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
- 2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- ・ 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・ 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- ・ A の測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

- ① 1 版当たりの印刷枚数 200 枚／版
- ② 1 時間の製版枚数 2 版／時
- ③ 1 時間の印刷枚数 400 枚／時
- ④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- ⑤ テストチャート A4、画像面積比率 4～7%
- ⑥ 標準印刷用紙 64g/m²の上質紙
- ⑦ 測定時の環境条件 温度：21±3℃／湿度：65±10%
測定前に 12 時間以上放置
- ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。
- ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2) 目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-10 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがケース全体重量の 30%以上使用されていること。 ②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあつては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM とする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

５－１１ 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。 【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単１形」「単２形」「単３形」又は「単４形」とする。

2 「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最小平均持続時間	
		初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期間内
単 1 形 (61.5mm・34.2mm)	2.2	810 分	725 分
	10	81 時間	72 時間
	2.2	15 時間	13 時間
	1.5	450 分	405 分
	600mA(放電電流)	11 時間	9.5 時間
単 2 形 (50.0mm・26.2mm)	3.9	770 分	690 分
	20	77 時間	69 時間
	3.9	12 時間	10 時間
	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.0 時間
単 3 形 (50.5mm・14.5mm)	43	60 時間	54 時間
	3.9	4.0 時間	3.6 時間
	10	11.5 時間	10.0 時間
	1000mA(放電電流)	200 回	180 回
	24	31 時間	27 時間
単 4 形 (44.5mm・10.5mm)	250mA(放電電流)	4.5 時間	4.0 時間
	5.1	130 分	115 分
	24	14.5 時間	13.0 時間
	10	5.0 時間	4.5 時間
	75	44 時間	39 時間
	600mA(放電電流)	140 回	125 回

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単１形から単４形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5－１２ 電子式卓上計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	【判断の基準】 ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子式卓上計算機の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5-13 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	【判断の基準】 ①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。 ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の95%以上であること。 ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑤トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
インクカートリッジ	【判断の基準】 ①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く）の95%以上であること。 ③回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④インクの化学安全性が確認されていること。 ⑤使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①回収したインクカートリッジ部品の再使用又はマテリアルリサイクルの取組がなされていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせで構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

1) 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

- 2) 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。
- 1) 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- 2) 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたトナーカートリッジ質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準③の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。
- 9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
- ア. トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。
- ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。
 - ②EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質
 - ・ R40（発がん性の限定的な証拠がある）
 - ・ R45（発がん性がある）
 - ・ R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）
 - ・ R49（吸入すると発がん性がある）

- ・ R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）
- ・ R61（胎児に危害を与える可能性がある）
- ・ R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）
- ・ R63（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）
- ・ R68（不可逆的な危害の可能性はある）

③EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書Ⅱ及び 1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

④ 1 つ以上のアゾ基が分解されて別表 1 に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

ウ. トナー及びインクの MSDS(化学物質等安全データシート)を備えていること。

別表 1 特定の芳香族アミン

化学物質名		CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンビス-（2-クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

10 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

- ①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い）。
- ②本項の判断の基準を満足する製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

- ①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所

での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

- ②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

1.1 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（ウェブサイト等で容易に確認できることを含む。）に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等

イ. トナー又はインクに関する MSDS（化学物質等安全データシート）

ウ. 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5-14 掛時計

(1) 品目及び判断の基準等

掛時計	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②一次電池が使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。 【配慮事項】 ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
- 2 一次電池の電池寿命は JIS B 7026 による。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

6. 移動電話

(1) 品目及び判断の基準等

携帯電話 PHS	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ウ. 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ②使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ③回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ④バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」及び「PHS」とは、通常の行政事務の用に供するものをいう。

2 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

3 判断の基準①ウについては、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がな

されていることを指す。

- 4 判断の基準②の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの移動電話等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、移動電話本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済移動電話等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

- エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。
- オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

- 5 判断の基準④については、通信システムの切替等にもない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後6年以上保有」は適用しないものとする。

- 6 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

- 7 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。

- 8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 9 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。
- イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
- エ. 移動電話端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表 移動電話に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

(2) 目標の立て方

当該年度の携帯電話及びPHSの調達（リース契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7. 家電製品

7-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/90122を乗じて整数小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③吸収式のもの
- ④電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5 判断の基準①については、定格内容積 ~~141リットル以上~~ 350~~400~~ リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に ~~100/80~~ を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分				基準エネルギー消費効率算定式
種 別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 286 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 287 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/143を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③プラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/143を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 ⑤地上デジタルテレビ放送に対応していること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①産業用のもの
 - ②水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルスキャン対応のもの
 - ③海外からの旅行者向けのもの
 - ④リアプロジェクション方式のもの
 - ⑤受信方サイズが10型若しくは10V型以下のもの
 - ⑥ワイヤレス方式のもの
 - ⑦液晶テレビのうち直視型蛍光管バックライトを使用するもの以外のもの
 - ⑧プラズマテレビのうち垂直方向の画素数が1,080以上であつて水平方向の画素数が1,920以上のもの
 - ⑨電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの
- 2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 4—調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 5—液晶テレビにかかる判断の基準②については、受信機型サイズが19V型未満のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/121を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表1—ブラウン管テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

区 分					基準エネルギー消費効率算定式
走査方式	アスペクト比	偏向角度	形 状	機 能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+32$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=2.5 \times S+60$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+42$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=2.5 \times S+70$
		100度超のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S-4$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+24$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S+21$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+49$
	16:9		フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S-11$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+17$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+6$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+13$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+59$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S-1$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+27$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+16$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+23$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+69$
倍速走査方式のもの				アナログハイビジョンテレビ	$E=5.5 \times S+72$
				アナログハイビジョンテレビ以外のもの	$E=5.5 \times S+41$

備考) 1—「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。以下表2及び表3において同じ。

2—「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。）を使用したものをいう。

3—「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

4—「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。

5—E及びSは次の数値を表すものとする。以下表2及び表3において同じ。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

S：受信機型サイズ

6—エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第48号（平成18年3月29日）の「2エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2及び表3において同じ。

表2—液晶テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分					基準エネルギー消費効率又は算定式
アスペクト比	画素数	受信機型サイズ	機 能	付 加 価 値	
4:3	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=44
				付加機能を1つ有するもの	E=58
				付加機能を2つ有するもの	E=72
			DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=58
				HDDを有するもの	E=72
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=5.9×S=45
				付加機能を1つ有するもの	E=5.9×S=31
				付加機能を2つ有するもの	E=5.9×S=16
			DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=5.9×S=31
				HDDを有するもの	E=5.9×S=16
	垂直方向の画素数が650以上	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=49
				付加機能を1つ有するもの	E=64
				付加機能を2つ有するもの	E=78
			DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=59
				HDDを有するもの	E=73
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=5.4×S=32
				付加機能を1つ有するもの	E=5.4×S=17
				付加機能を2つ有するもの	E=5.4×S=3
			DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=5.4×S=22
				HDDを有するもの	E=5.4×S=8
16:9	垂直方向の画素数が650未満			アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	E=8.1×S=86
				付加機能を1つ有するもの	E=8.1×S=72
				付加機能を2つ有するもの	E=8.1×S=58
				デジタル放送受信可能で下記以外のもの	E=7.5×S=45
				付加機能を1つ有するもの	E=7.5×S=31
				付加機能を2つ有するもの	E=7.5×S=17
				付加機能を3つ有するもの	E=7.5×S=3
	垂直方向の画素数が650以上1080未満			アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	E=8.1×S=66
				付加機能を1つ有するもの	E=8.1×S=52
				付加機能を2つ有するもの	E=8.1×S=38
				デジタル放送受信可能で下記以外のもの	E=7.5×S=40
				付加機能を1つ有するもの	E=7.5×S=25
				付加機能を2つ有するもの	E=7.5×S=11
				付加機能を3つ有するもの	E=7.5×S=3
	垂直方向の画素数が1080以上			下記以外のもの	E=8.9×S=55
				付加機能を1つ有するもの	E=8.9×S=41
				付加機能を2つ有するもの	E=8.9×S=26
				付加機能を3つ有するもの	E=8.9×S=12

備考) 1「HDD」とは、磁気ディスク装置をいう。以下同じ。

2「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

表3 プラズマテレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

受信機型サイズ	区 分	基準エネルギー 消費効率算定式
	付 加 価 値	
43V型未満	下記以外のもの	$E=7.9 \times S+30$
	付加機能を1つ有するもの	$E=7.9 \times S+44$
	付加機能を2つ有するもの	$E=7.9 \times S+58$
	付加機能を3つ有するもの	$E=7.9 \times S+73$
43V型以上	下記以外のもの	$E=15.9 \times S-314$
	付加機能を1つ有するもの	$E=15.9 \times S-300$
	付加機能を2つ有するもの	$E=15.9 \times S-286$
	付加機能を3つ有するもの	$E=15.9 \times S-272$

備考) 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-3-2 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表4に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/125を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみのもの
- ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
- ④専ら鉄道車両において用いるためのもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

3 公共向け製品については、本項の判断の基準を満足する製品の市場供給が十分といえないことから、備考1の①又は②以外の電気便座について1年間の経過措置を設けることとし、平成22年3月31日までは、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値又はその算定式を用いて算出された数値を上回らないことをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表4 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	183
	瞬間式（貯湯タンク無し）	135

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基

づく経済産業省告示第 288 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表 2 ~~電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式~~

区 分	基準エネルギー消費効率又はその算定式
暖房便座	162
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの	189
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの	$P = 38.3 \times L + 243$

備考) 1 ~~「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。~~

2 ~~「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。~~

3 ~~P 及び L は、次の数値を表すものとする。~~

~~P: 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）~~

~~L: 貯湯量（貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。）（単位：L）~~

4 ~~エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 59 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。~~

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7-4-3 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

- ①ガスオーブンを有するもの
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③定格入力電圧が200ボルト専用のもの
 - ④庫内高さが135ミリメートル未満のもの
 - ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
- 2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
機 能	加熱方式	庫内容積	
オーブン機能を有するものの以外（単機能レンジ）			60.1
オーブン機能を有するものの（オーブンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	73.4
		30L 以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるものの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	70.4
		30L 以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく電気機械器具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 63 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8. エアコンディショナー等

8-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	【判断の基準】 ① 冷暖房の用に供し、かつ、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナー <u>(以下「家庭用エアコンディショナー」という。)</u> であって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたの数値を下回らないこと。 ② 上記①以外の冷暖房の用に供する<u>家庭用の</u>エアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率(ただし、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形でウィンド形又はウォール形のものと及び直吹き形で壁掛け形のものとにあつては120/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたもの)の数値を下回らないこと。 ③ 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ③ <u>業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</u> ④ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ⑤ 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

① 冷房能力が28kW (マルチタイプのものは50.4kW) を超えるもの

② ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの

②③ 水冷式のもの

③④ 圧縮用電動機を有しない構造のもの

④⑤ 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

⑤⑥ 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理 のための空気調和 を目的とする 温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

- ⑥⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑦⑧スポットエアコンディショナー
- ⑧⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑨~~室外熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの~~
- ⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
- ⑩⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- ~~⑪高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、換気装置と連動した制御を行う構造のもの~~
- ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
- ⑭熱回収式マルチエアコン

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

- ~~2-3~~ 判断の基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- ~~3-4~~ 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4-5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- ~~5 空冷式熱交換器にドレン水又は雨水を噴霧又は散水することにより、潜熱を利用して冷却効果を高め、熱交換器から発生する顕熱を抑制する省エネルギー補助装置については、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえ、品目への追加を検討する。~~

表1 直吹き形で壁掛け形の冷房能力が4.0kW以下の冷暖房の用に供する家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
冷 房 能 力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW 以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW 超 4.0kW 以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

- 備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。
- 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 ~~285~~213 号（平成 ~~18~~21 年 ~~9~~6 月 ~~19~~22 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。表2において同じ。

表2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷 房 能 力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW 超 5.0kW 以下	5.5
	5.0kW 超 6.3kW 以下	5.0
	6.3kW 超 28.0kW 以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW 以下	5.2
	3.2kW 超 4.0kW 以下	4.8
	4.0kW 超 28.0kW 以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	5.4
	4.0kW 超 7.1kW 以下	5.4
	7.1kW 超 28.0kW 以下	5.4

表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの 及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	$E=6.0$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形 以外	3.6kW 未満	$E=5.1$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	$E=5.7$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室内機が床置きでダクト接続形のものと及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	$E=4.9$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.9$
	ダクト形	20.0kW 未満	$E=4.7$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.7$

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号（平成 21 年 6 月 22 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

表2 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷 房 能 力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	5.27
	2.5kW 超 3.2kW 以下	4.90
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.65
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.17
	7.1kW 超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.96
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.96
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.20
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.12
	7.1kW 超	3.06
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	3.02
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.02
	7.1kW 超	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	4.12
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	3.07

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表3において同じ。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表3において同じ。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第285号(平成18年9月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。以下表3において同じ。

表3—冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷 房 能 力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.64
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.64
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.08
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.91
	7.1kW 超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	2.88
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.85
	7.1kW 超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	2.72
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.71
	7.1kW 超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	3.23
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①成績係数が表に示された区分ごとの数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS 適合機種	期間成績係数 (APF)	1.42
JIS 適合外機種	一次エネルギー換算成績係数 (COP)	1.15

- 備考) 1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1 による。
- 2 一次エネルギー換算成績係数 (COP) の算出方法については次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。
- $$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$
- COP : 一次エネルギー換算成績係数
- C_c : 冷房標準能力 (単位 : kW)
- E_{gc} : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)
- E_{ec} : 冷房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)
- C_h : 暖房標準能力 (単位 : kW)
- E_{gh} : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)
- E_{eh} : 暖房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)
- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、JIS B 8627-2 又は B 8627-3 の規定する方法により測定する。
- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8-3 ストープ

(1) 品目及び判断の基準等

ストーブ	【判断の基準】 <u>○次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値又は算定式を用いて算出された数値を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①開放式のもの
 - ②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ③半密閉式ガスストーブ
 - ④最大の燃料消費量が4.0 L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ
 - ⑤最大の燃料消費量が2.75 L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第55号（平成18年3月29日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費 量が1.5 L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費 量が1.5 L/h を越えるもの	$E = -3.0 \times L + 71.5$

備考) E 及び L は、次の数値を表す。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : %)

L : 最大燃料消費量 (単位 : L/h)

(2) 目標の立て方

当該年度のストーブの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9. 温水器等

9-1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式 電気給湯器	【判断の基準】 ①成績係数が3.50以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------------------	---

備考) 1 成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。（単位：kW）

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。（単位：kW）

表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件（単位：℃）
外気温度（DB/WB）	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度（単位：℃）

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度（単位：℃）

- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 判断の基準③は、業務の用に供するために製造されたものについては適用しないものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9－2 ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

- ①貯蔵式湯沸器
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ④浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
 - ⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

ガス温水機器 の種別	区 分			基準エネルギー 消費効率
	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
		強制循環式		77.0
ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	78.0
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	77.0
			屋外式	78.9
	強制通気式	自然循環式		76.1
		強制循環式	屋外式以外のもの	78.8
			屋外式	80.4
ガス暖房機器（給湯付のもの以外）				83.4
ガス暖房機器（給湯付のもの）				83.0

備考） エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第57号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9－3 石油温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

石油温水機器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

- ①ポット式バーナー付きふろがま
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③薪材を燃焼させる構造を有するもの
 - ④ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
用 途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オンーオフ制御	87.0
		オンーオフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。

2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。

3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。

4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（JIS S3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が200 秒以内のものをいう。

5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。

6 「オンーオフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。

7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 58 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9-4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】 <u>○次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ① こんろ部にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ② グリル部にあつては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した数値を上回らないこと。 ③ オーブン部にあつては、エネルギー消費効率が表 3 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ① 業務の用に供するために製造されたもの
 - ② ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ③ ガスグリル
 - ④ ガスクッキングテーブル
 - ⑤ ガス炊飯器
 - ⑥ カセットこんろ
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区 分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表 2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

- 備考) 1 E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。
- E : グリル部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)
- Vg : 庫内容積 (単位 : L)
- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表3 ガス調理機器のオープン部（ガスオープンを含む）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オープン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	$E=18.6V_o+306$
組込形	$E=18.6V_o+83.3$

備考) 1 E 及び V_o は、次の数値を表すものとする。

E : オープン部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)

V_o : 庫内容積 (単位 : L)

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。
- 6 オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10. 照明

10-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. Hf インバータ方式器具であること。 イ. エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
LED 照明器具	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率は、器具全体効率で 20lm/W 以上であること。 ②定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。

LED を光源とした内照式表示灯	【判断の基準】 ①定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
------------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型のもの
 - ②耐熱型のもの
 - ③防じん構造のもの
 - ④耐食型のもの
 - ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑥40 形未満の蛍光ランプを使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)
- 2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、Hf インバータ方式の照明器具とみなすこととする。
- 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書 A の表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 5 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンドとして使用する照明器具とする。
- 6 本項の LED 照明器具の「器具全体効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。))。
- 7 本項の LED 照明器具の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。
- 8 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。
- 9 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。

10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

11 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考) 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。

2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。

3 「ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7601（蛍光灯（一般照明用））箇条 4「形式及び種別」に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光灯ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。

4 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 47 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 32.5（±1.5）mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形状のランプ	【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①LED ランプである場合は、定格寿命は 20,000 時間以上であること。 ②LED 以外の電球形状のランプ（電球形蛍光ランプを含む。）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 40lm/W 以上であること。 イ. 電球形蛍光ランプにあつては、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ. 定格寿命は 6,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、白熱電球用のソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとする。
- 2 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する LED 使用の電球形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形状のランプとする。
- 3 本項の LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。
- 4 電球形状のランプについては、人感センサー、調光機能の付いた回路、非常用照明（直流電源回路）等においては、上記判断の基準は適用しないものとする。
- 5 調達を行う各機関は非常用照明器具用の蛍光ランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

1 1. 自動車等

1 1 - 1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤プラグインハイブリッド自動車 ⑥燃料電池自動車 ⑦水素自動車 ⑧ガソリン車 ア. 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑨ディーゼル車 ア. 乗用車にあつては、表3に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車又は中量車にあつては、表3に示された区分ごとの排出ガス基準に適合し、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑩LPガス車 ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表7に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 【配慮事項】 ①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち①から⑦については二輪車を、⑧から⑩については二輪車及び重量車を除く。）とする。

2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自

動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を、LP ガス乗用自動車にあつては表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、並びにディーゼル乗用自動車にあつては表 3 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準⑧、⑨又は⑩の自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

- 3 京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、全府省の一般公用車にあつては、複数事業者によりバイオエタノール混合ガソリン（E3 及び ETBE）の供給体制が整備されていることから、その積極的な利用に努めること。なお、供給体制は今後順次整っていくことから、供給体制が整備されている地域から積極的な利用を検討すること。

表 1 ガソリン乗用車に係る 10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上

表 2 LPガス乗用車に係る 10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表3 ディーゼル自動車に係る排出ガス基準（JC08モード）

区 分	粒子状物質	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化炭素
乗用車・軽量車	0.005g/km以下	0.08g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下
中量車	0.007g/km以下	0.15g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下

表4 ディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 601kg未満	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	8.1km/L以上

表5 ガソリン貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	20.2km/L以上
			構造B	17.0km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0km/L以上
			構造B	16.7km/L以上
		828kg以上		15.5km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	18.9km/L以上
			構造B	16.2km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	16.5km/L以上
			構造B	15.5km/L以上
		828kg以上		14.9km/L以上
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上
		1,016kg以上		15.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上
		1,016kg以上		13.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
			構造B	12.3km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/L以上
				9.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	12.5km/L以上
			構造B	11.2km/L以上
		1,266kg以上		10.3km/L以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表6及び7について同じ。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下表6及び7について同じ。

3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 ロに掲げる要件に該当する構造をいう。表6について同じ。

4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。表6について同じ。

表6 ディーゼル貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
車両総重量が 1.7t超3.5t以下のもの	手 動 式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
			構造B2	11.1km/L以上
車両総重量が 1.7t超3.5t以下のもの	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.8km/L以上

表7 LPガス貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
		828kg以上		11.7km/L以上
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上

(2) 目標の立て方

- ①一般公用車にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）とする。
- ②一般公用車以外の自動車にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）においても目標を立てるものとする。

- ア. 電気自動車
- イ. 天然ガス自動車
- ウ. メタノール自動車
- エ. ハイブリッド自動車
- オ. プラグインハイブリッド自動車
- カ. 燃料電池自動車
- キ. 水素自動車
- ク. ガソリン乗用自動車にあつては認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出

ガス 75%低減レベルに適合し、表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を、LP ガス乗用自動車にあつては認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、又はディーゼル乗用自動車にあつては表 3 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

11-2 ITS対応車載器

(1) 品目及び判断の基準等

ETC対応車載器	【判断の基準】 ○ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
カーナビゲーションシステム	【判断の基準】 ○走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。 ①走行中の自動車の現在位置・進行方向 ②周辺の道路交通状況に関する現在情報

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総数（個数）とする。

11-3 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

一般公用乗用車 用タイヤ	【判断の基準】 ① 転がり抵抗係数が10%以上低減されたタイヤ9.0以下であること。 ② スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一般公用乗用車用タイヤ」は、JIS D 4202 に規定する市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

~~2 「一般公用車」とは、通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。~~

~~3 「転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤ」とは、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者の従来型製品に比べ転がり抵抗が10%以上低減されているタイヤであって、負荷荷重性能、ブレーキ性能、操縦性能等タイヤの基本性能が確保されているタイヤとする。なお、転がり抵抗の低減率と燃費効率の向上率とは必ずしも同一ではない。~~

~~4 現段階の転がり抵抗の算出に係る測定条件は、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者が「タイヤ公正取引協議会」に届け出た方法によるものとする。~~

2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234 による。

3 判断の基準①については、EU 規則「Wet Grip グレーディング試験法（案）」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

~~4~~ 4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

(2) 目標の立て方

当該年度における一般公用乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

1 1 - 4 エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

2 サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内に60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC₅₀値が100mg/l以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------------	---

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD (経済協力開発機構) 化学品テストガイドライン

- ・ 301B (CO₂ 発生試験)
- ・ 301C (修正 MITI (I) 試験)
- ・ 301F (Manometric Respirometry 試験)

※ASTM (アメリカ材料試験協会)

- ・ D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)
- ・ D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS (日本工業規格)

- ・ K 0102 (工場排水試験方法)
- ・ K 0420-71 シリーズ (10、20、30)

(水質-淡水魚 [ゼブラフィッシュ (真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部: 止水法、第2部: 半止水法、第3部: 流水法)

※OECD (経済協力開発機構)

- ・ 203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081 (水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製された WAF (水適応性画分) や WSF (水溶解性画分) を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL₅₀ 値が 100mg/l 以上であること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達総量 (リットル) に占める基準を満たす物品の数量 (リットル) の割合とする。

12. 消火器

(1) 品目及び判断の基準等

消火器	【判断の基準】 ○消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----	--

備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の消火器の調達総量(本数)に占める基準を満たす物品の数量(本数)の割合とする。

13. 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服	【判断の基準】 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、製品裏生地を除く繊維部分全体重量比で1025%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収され、原材料として再生利用及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムが整っていること。 ③再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認された合成繊維もの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
----------------------	--

帽子	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
----	--

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

と。

③-6 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認された合成繊維もの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

4-7 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う際場合には、次の事項に十分留意すること。~~JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。~~

ア. クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。

イ. JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

8 制服、作業服については、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）の制服、作業服に係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

9 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

①制服又は作業服にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

②帽子にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

14. インテリア・寝装寝具

14-1 カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン 布製ブラインド	【判断の基準】 ①カーテンにあっては、使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、製品繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> <u>イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u> ②布製ブラインドにあっては、<u>布生地</u>に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、布生地繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> <u>イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u> 【配慮事項】 ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ①③製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②④再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
---------------------	---

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリ

エステル繊維の重量」に含めてよい。

4-3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

2-4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

6 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

7 カーテン、布製ブラインドについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定期間の期間を要することを勘案し、平成22年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成21年2月13日変更閣議決定）のカーテン、布製ブラインドに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテン又は布製ブラインドの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

14-2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タフテッドカーペット	【判断の基準】 ① ○タフテッドカーペット、タイルカーペット又は織じゅうたんにあつては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10<u>25</u>%以上使用されていること。 ② ニードルパンチカーペットにあつては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること、又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収され、原材料として再生利用及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムが整つてい<u>あ</u>ること。
タイルカーペット	
織じゅうたん	
<u>ニードルパンチカーペット</u>	【判断の基準】 <u>○次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ① <u>未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</u> ② <u>植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること。</u> 【配慮事項】 ① <u>製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> ② <u>製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u>

備考) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

1-2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

2-3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3-4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4-5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5-6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6-7 「植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認された合成繊維もの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

9 タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペットについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成22年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成21年2月13日変更閣議決定）のタフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペットに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

10 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成24年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

1 4 - 3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①再生PET樹脂（<u>PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの</u>）から得られるポリエステル繊維が、製品繊維部分全体重量比で<u>1025%以上</u>使用されていること。<u>ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
----	--

ふとん	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア. 再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 1025%以上使用されていること。</u> <u>ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</u> <u>イ. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u> ②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u> <u>②③再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u>
-----	---

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

1-3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

2-4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

3-5 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。

6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収

等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

7 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

8 毛布、ふとんについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）の毛布、ふとんに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

- ①毛布にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。
- ②ふとんにあつては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

14-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②次の要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、$0.02\text{mg/m}^2\text{h}$ 以下又はこれと同等のものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ③材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
---------	---

マットレス	【判断の基準】 ①主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で<u>1025%</u>以上使用されていること。<u>ただし、繊維部品全体重量に占めるポリエステル繊維部品重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部品全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維部品全体重量比で50%以上使用されていること。</u> ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	--

備考） 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

5 「繊維部品全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部品全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

6 放散速度が0.02mg/m²h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

~~5~~7 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。

~~6~~8 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

~~7~~9 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に

分解し再生した繊維をいう。

~~8~~10 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

~~9~~11 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

~~10~~12 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

13 マットレスについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定)のマットレスに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

15. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。
------	--

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

1-2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

2-3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

3-4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又はポストコンシューマ材料からなる繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

16. その他繊維製品

16-1 テント・シート類

(1)品目及び判断の基準等

集会用テント	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分の全体重量比で<u>1025%以上</u>使用されていること。<u>ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ○①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
ブルーシート	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が製品繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収

等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

5 集会用テントについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）の集会用テントに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

16-2 防球ネット

(1)品目及び判断の基準等

防球ネット	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ①ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、製品繊維部分全体重量比で1025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> <u>イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u> ②ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が製品繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認された合成繊維ものが製品繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
-------	---

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認された合成繊維もの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認

されたものをいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

6 防球ネットについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）の防球ネットに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

7 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

16-3 旗・のぼり・幕類

(1)品目及び判断の基準等

旗 のぼり 幕	【判断の基準】 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
------------------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

2 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

4 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのい

いずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

6 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

16-4 モップ

(1) 品目及び判断の基準等

モップ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
-----	--

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

17. 設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム（公共・産業用）	【判断の基準】 ①太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表1に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。 ②発電電力量等が確認できるものであること。 ③太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ④パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑤太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 ⑥近隣からの日影の影響を受けるおそれが高い場合であって、陸屋根に架台を取り付け設置するものは、太陽電池のモジュール変換効率で12%を下回らないこと。ただし、薄膜系太陽電池にあっては、この限りではない。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ④太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤鉛はんだを使用していないこと。
太陽熱利用システム（公共・産業用）	【判断の基準】 ①集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Kである時、集熱器の瞬時集熱効率が40%以上であること。 ②集熱器及び周辺機器について、別表2に示された項目が、ウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ④鉛はんだを使用していないこと。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。
- 2 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
- 3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。
- 4 モジュール変換効率の算出方法は次式による。
- $$\eta = P_m / (A \times G) \times 100$$
- P_m : モジュール公称最大出力 (単位 : W)
- A : 太陽電池セル・モジュール面積 (単位 : m²)
- G : 放射照度 (単位 : W / m²)
- 「モジュール公称最大出力」は JIS C 8911 で規定された基準状態での最大出力瞬時の公称値とする。「放射照度」は JIS C 8960 に準拠して算出するものとする。
- 5 「近隣からの日影の影響を受けるおそれが高い場合」とは、日影に関する特段の検討を行わない場合には、都市計画法第 9 条第 9 項による近隣商業地域及び商業地域に太陽光発電システムを設置する場合を指す。
- 6 「瞬時集熱効率」は JIS A 4112 に準拠して算出するものとする。
- 7 太陽電池モジュールの設計適格性確認及び形式認定については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。
- 8 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表 1 又は 2 の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ. 調達にあたっては、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
 - ウ. 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
 - エ. 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。
 - オ. 調達にあたっては、設置事業者設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要な情報（製造事業者が有する情報を含む。）を、設置事業者を通じ把握すること。

別表 1

太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示 (基準状態)	JIS C 8911 で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量
		算定条件 (用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件 (モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響 (モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件、地理条件 (気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載)
		その他 (配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、(有の場合) 回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲、内容
	修理	範囲、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保証体制	保証履行期限 等

別表 2

太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件 (用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等)
	瞬時瞬間効率 40%が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件 (集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響 (集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件、地理条件 (気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載)
		その他 (配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保守点検	保守点検の条件 (点検の頻度等) 等
	保証体制	保証条件 (修理・交換の対応範囲、内容)、保証履行期限 等

燃料電池	【判断の基準】 ○商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。 【配慮事項】 ○分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
生ゴミ処理機	【判断の基準】 ○バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。
節水機器	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ○電気を使用しないこと。 ＜個別事項＞ ①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあっては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8リットル/分であること。 ③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5 リットル/分以上の吐水流量であること。 【配慮事項】 ①取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。 ③吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

備考) 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

- 2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13mm の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。
- 3 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。
- 4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。
 - ア. ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。
 - イ. 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応すること。
 - ウ. 量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
- 5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

日射調整フィルム	【判断の基準】 ①次の基準を満たすこと。 ア. 遮蔽係数は 0.7 未満であること。 イ. 可視光線透過率は 10%以上であること。 ウ. 熱貫流率 $5.9\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 未満であること。 ②日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ③貼付前と貼付後と比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ④上記①から③について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑤フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。
----------	---

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759 による。
 - 3 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において 1,000 時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから ± 0.10 の範囲であること。
 - 4 「貼付前と貼付後と比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
 - 5 調達を行う各機関にあっては、フィルムの貼付について、ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム 1・2 級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討すること。
 - 6 日射調整フィルムのうち、金属を使用しているフィルムについては、フィルム貼付により電波障害を伴う可能性があることに注意すること。

(2) 目標の立て方

- ①太陽光発電システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）とする。
- ②太陽熱利用システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総集熱面積（㎡）とする。
- ③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）及び総集熱面積（㎡）とする。
- ④燃料電池にあっては、当該年度における総設備容量（kW）とする。
- ⑤生ゴミ処理機にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）総量（台数）とする。
- ⑥節水機器にあっては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。
- ⑦日射調整フィルムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総面積（㎡）とする。

18. 防災備蓄用品

18-1 防災備蓄用品（飲料水）

(1) 品目及び判断の基準等

ペットボトル飲料水	【判断の基準】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ①回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。
-----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、防災用に長期保管する目的で調達するものとする。

2 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

3 調達を行う各機関はペットボトル飲料水の調達にあたり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勧めること。

4 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勧告した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

5 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

6 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達するペットボトル飲料水の総調達量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

18-2 防災備蓄用品（食料）

(1) 品目及び判断の基準等

缶詰 アルファ化米 乾パン	【判断の基準】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
レトルト食品等	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 賞味期限が5年以上であること。 イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「缶詰」「アルファ化米」「乾パン」及び「レトルト食品等」は、防災備蓄用品として調達するものに限る。

2 防災備蓄用品として食料を調達する場合、その用途から考えて、必ずしも通常の食料と同程度の味が確保される必要は無いため、判断の基準①における賞味期限については、事業者団体における可食期間に係る検討状況等を勘案しつつ、今後見直しを実施することとする。

3 「レトルト食品等」とは、気密性及を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。

4 「缶詰」の判断の基準①については、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでに一定程度の期間を要することを勘案し、期間は、平成22年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、賞味期限3年以上であることをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

5 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。

6 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

7 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するにあたって、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

8 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度に調達する総調達量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

18—3 防災備蓄用品（生活用品・資材）

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、製品繊維部分全体重量比で<u>1025%以上使用されていること。</u>ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
作業手袋	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。

テント	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分の全体重量比で1025%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
ブルーシート	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が製品繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸やポール、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

6 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収

等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

5-8 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

6-9 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

10 毛布、テントについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成22年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成21年2月13日変更閣議決定）の毛布、テントに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

一次電池	【判断の基準】 ①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。

3 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

4 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

5 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最小平均持続時間	
		初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期間内
単 1 形 (61.5mm・34.2mm)	2.2	810 分	725 分
	10	81 時間	72 時間
	2.2	15 時間	13 時間
	1.5	450 分	405 分
	600mA(放電電流)	11 時間	9.5 時間
単 2 形 (50.0mm・26.2mm)	3.9	770 分	690 分
	20	77 時間	69 時間
	3.9	12 時間	10 時間
	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.0 時間
単 3 形 (50.5mm・14.5mm)	43	60 時間	54 時間
	3.9	4.0 時間	3.6 時間
	10	11.5 時間	10.0 時間
	1000mA(放電電流)	200 回	180 回
	24	31 時間	27 時間
	250mA(放電電流)	4.5 時間	4.0 時間
単 4 形 (44.5mm・10.5mm)	5.1	130 分	115 分
	24	14.5 時間	13.0 時間
	10	5.0 時間	4.5 時間
	75	44 時間	39 時間
	600mA(放電電流)	140 回	125 回

非常用携帯 燃料	【判断の基準】 ①品質保証期限が5年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
	【配慮事項】 ○製品の包装及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
- 2 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- 3 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

(2) 目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

19. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
------	---

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	

			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	
			単板積層材	
		フローリング	フローリング	

		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			水洗式大洋風便器	
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表 5

			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 ○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。

	銅スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	<u>中温化アスファルト混合物</u>	【判断の基準】 <u>○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。</u>

備考)「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。
------	--------	--

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
------------------	-----------	---

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 <table><tr><th>種 類</th></tr><tr><td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td></tr><tr><td>電気炉酸化スラグ</td></tr></table> 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	種 類	転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）	電気炉酸化スラグ
種 類					
転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）					
電気炉酸化スラグ					
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、1m³当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。			
塗料	下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。			
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。			
	高日射反射率塗料	【判断の基準】 ○明度L*値が40.0以下の場合は、近赤外域における日射反射率が40.0%以上であること。明度L*値が40.0を超す場合は、近赤外域における日射反射率（%）が明度L*値の値以上であること。			

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。

2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 による。

防水	高日射反射率 防水	【判断の基準】 <u>○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。</u>
----	--------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。

2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	【判断の基準】																			
		①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。																			
		②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。																			
		③ <u>土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</u>																			
		【配慮事項】																			
		○ <u>土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</u>																			
		○ <u>再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</u>																			
		別表																			
		<table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="13">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr><tr><td>石炭灰</td></tr><tr><td>建材廃材</td></tr><tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr><tr><td>石材屑</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr></table>		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																		
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																				
無機珪砂（キラ）																					
鉄鋼スラグ																					
非鉄スラグ																					
鋳物砂																					
陶磁器屑																					
石炭灰																					
建材廃材																					
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																					
製紙スラッジ																					
アルミスラッジ																					
磨き砂汚泥																					
石材屑																					
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																				

		<table><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr></table>	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化						
上水道汚泥	前処理方法によらず対象						
湖沼等の汚泥							
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 別表 <table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td><td>前処理方法</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td></tr></table>		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法						
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化						
下水道汚泥							

備考）判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・ 有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・ pH 5.5～7.5 ・ 水分 55～65% ・ 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・ 窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・ リン酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・ 加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・ 有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 ・ pH 8.5以下 ・ 水分 50%以下 ・ 窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ・ リン酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ・ アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。

2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）に適合するもの。

道路照明	環境配慮型道路照明	【判断の基準】 ○高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。 【配慮事項】 ○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。
------	-----------	---

中央分離帯 ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	【判断の基準】 ○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。
---------------	--------------------	---

備考)「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

タイル

陶磁器質
タイル

【判断の基準】

①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。

②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。
ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。

③土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。

【配慮事項】

○土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。

○~~再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。~~

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
廃プラスチック	
建材廃材	
廃ゴム	
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	
製紙スラッジ	

		<table><tr><td>アルミスラッジ</td><td></td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td><td></td></tr><tr><td>石材屑</td><td></td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td><td></td></tr></table>	アルミスラッジ		磨き砂汚泥		石材屑		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥	
アルミスラッジ																
磨き砂汚泥																
石材屑																
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化															
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化															
上水道汚泥	前処理方法によらず対象															
湖沼等の汚泥																
建具	断熱サッシ・ドア	【判断の基準】 ○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 【配慮事項】 ○サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。														
製材等	製材	【判断の基準】 ①間伐材、林地残材又は小径木であること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。														

	集成材 合板 単板積層材	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
--	--------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

フローリング	フローリング	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
--------	--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

再生木質 ボード	パーティクル ボード 繊維板 木質系セメン ト板	【判断の基準】 ①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。) ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
-------------	---	---

- 備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。
- 2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

ビニル系床材	ビニル系床材	【判断の基準】 ○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。
--------	--------	---

備考) JIS A 5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 PF に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ③再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 ④断熱材のうちグラスウール又はロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。 ——・グラスウール: 再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。 ——・ロックウール: 再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。 【配慮事項】 ○発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
-----	-----	---

備考) 再生資源利用率における「原材料」とは、基材部分とする。

照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 ○連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。
変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの

- ② H 種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3 以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA 以下のもの又は500kVA を超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA 以下のもの又は2000kVA を超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が100V 未満のもの又は600V を超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種類別	相 数	定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50 H z		$E = 15.3S^{0.696}$
		60 H z		$E = 14.4S^{0.698}$
	三 相	50 H z	500kVA 以下	$E = 23.8S^{0.653}$
			500kVA 超	$E = 9.84S^{0.842}$
		60 H z	500kVA 以下	$E = 22.6S^{0.651}$
			500kVA 超	$E = 18.6S^{0.745}$
モールド変圧器	単 相	50 H z		$E = 22.9S^{0.647}$
		60 H z		$E = 23.4S^{0.643}$
	三 相	50 H z	500kVA 以下	$E = 33.6S^{0.626}$
			500kVA 超	$E = 24.0S^{0.727}$
		60 H z	500kVA 以下	$E = 32.0S^{0.641}$
			500kVA 超	$E = 26.1S^{0.716}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
- 3 E 及び S は、次の数値を表すものとする。
E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : W)
S : 定格容量 (単位 : kVA)
- 4 表の規定は、日本電機工業会規格 1482 及び 1483 に規定する標準仕様変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあっては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 61 号 (平成 18 年 3 月 29 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 25kW 以上のものとする。

2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 186kW 未満	1.10
冷凍能力が 186kW 以上	1.15

空調用機器	氷蓄熱式 空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表 3 に示された区分の数値以上であること。
-------	--------------	--

備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。

3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表 2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表 3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②成績係数が表 1 又は表 2 に示された区分の数値以上であること。
-------	--------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。

表 1 JIS 適合機種

区 分	期間成績係数 (APF)
冷房能力が 28kW 以上 35kW 未満	1.67 以上
冷房能力が 35kW 以上	1.86 以上

- 1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1 による。

表 2 JIS 適合外機種

区 分	一次エネルギー換算成績係数 (COP)
冷房能力が 28kW 以上 67 kW 未満	1.33 以上
冷房能力が 67kW 以上	1.23 以上

- 1 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により

算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$\text{COP} = (\text{Cc}/(\text{Egc} + \text{Eec}) + \text{Ch}/(\text{Egh} + \text{Eeh}))/2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位：kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位：kW）

Eec：冷房消費電力（単位：kW）を 1 kWh につき 9,760 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

Ch：暖房標準能力（単位：kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位：kW）

Eeh：暖房消費電力（単位：kW）を 1 kWh につき 9,760 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

2 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、JIS B8627-2 又は B8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。

3 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○高効率モーターが使用されていること。
-------	-----	--------------------------------

備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。

2 適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○高効率モーターが使用されていること。
-------	-----	--------------------------------

備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。

2 適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で 30%以上使用されていること。 ○建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 ○建物屋内の通気用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	--------------------	---

備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合において適用する。

2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2) 「ポストコンシュー

マ材料」の定義による。

備考)「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用及び建物屋内の通気用に硬質塩化ビニル管を用いる場合には、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 <u>○電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</u> ○電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	洋風便器 水洗式大便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が 8.5 <u>4.5</u> L/回以下であること。

備考) 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

備考) 本項の判断の基準の対象とする「水洗式大便器」は、洋風便器とする。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 <table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td></tr><tr><td>古紙パルプ</td></tr></table> 【配慮事項】 ○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
廃プラスチック					
古紙パルプ					

備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																				
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】 ○搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。																				
	(別表1)																				
	<table><tr><th>対象物質(単位) 出力区分</th><th>HC (g/kW・h)</th><th>NOx (g/kW・h)</th><th>CO (g/kW・h)</th><th>黒煙 (%)</th></tr><tr><td>7.5～15kW 未満</td><td>2.4</td><td>12.4</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>15～30kW 未満</td><td>1.9</td><td>10.5</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>30～272kW 以下</td><td>1.3</td><td>9.2</td><td>5.0</td><td>50</td></tr></table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50
	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																
	7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																
15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																	
30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																	

備考)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行)において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成18年10月1日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。

低騒音型建設機械

【判断の基準】
○建設機械の騒音の測定値が別表 2 に掲げる値以下のものであること。

(別表 2)

機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P < 55	102
	55 ≤ P < 103	105
	103 ≤ P	105
バックホウ	P < 55	99
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	106
	206 ≤ P	106
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	107
	206 ≤ P	107
トラクターショベル	P < 55	102
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P < 206	107
	206 ≤ P	107
バイブロハンマー		107

	油圧式杭拔機	P < 55	98
	油圧式鋼管圧入・引抜機	55 ≤ P < 103	102
	油圧式杭圧入引抜機	103 ≤ P	104
	アースオーガー	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P	107
	オールケーシング掘削機	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P < 206	105
		206 ≤ P	107
	アースドリル	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P	107
	さく岩機（コンクリートブ レーカー）		106
	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55	101
		55 ≤ P	104
	コンクリートポンプ（車）	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	103
		103 ≤ P	107
	コンクリート圧碎機	P < 55	99
		55 ≤ P < 103	103
		103 ≤ P < 206	106
		206 ≤ P	107
	アスファルトフィニッ シャー	P < 55	101
		55 ≤ P < 103	105
		103 ≤ P	107
	コンクリートカッター		106
	空気圧縮機	P < 55	101
		55 ≤ P	105
	発動発電機	P < 55	98
		55 ≤ P	102

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
--------	----------	---

備考）アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
--------	-----------------------	--

<u>山留め工法</u>	<u>泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法</u>	【判断の基準】 <u>○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。</u>
--------------	--------------------------	---

備考）本項の判断の基準の対象とする泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法は、仮設工事において使用するものとする。

表5 【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
----	-------	---

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。
------	------	---

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

20. 役務

20-1 省エネルギー診断

(1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	【判断の基準】 ○省エネルギー診断の具体的項目に応じて、表1に掲げる技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者又はこれらの者を使用する法人が、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の稼働状況並びにエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修及び運用改善について表2の内容を含む提案が行われるものであること。
----------	---

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士（熱、電気）
建築設備士

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数及び対象となりうる施設等の具体的範囲を示すこととする。

20-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 ①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②表1に示されたB、C及びDランクの<u>古紙再生紙へのリサイクルにおいて</u>阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の<u>用途・目的</u>から<u>やむを得ず</u>使用の場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④オフセット印刷については、<u>植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%以下未満の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</u> 【配慮事項】 ①<u>印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</u> ④②原稿入稿後から刷版作製までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ②③印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。 ③④印刷版（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。 ④⑤揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ⑤⑥印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ⑥⑦製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦⑧紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
----	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっては、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

2 判断の基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。

3 判断の基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直

しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙△にリサイクル可できます」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙△にリサイクル可できます」

ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「紙・板紙△リサイクル不可に適さない資材を使用しています」

~~4 調達を行う各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表2の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作製に努めること。なお、資材確認票の適用については、平成21年度を試行期間とし引き続き内容の検討を行うとともに、普及促進を図るものとする。~~

4 調達を行う各機関は、表2の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認するよう留意すること。

5 判断の基準④の「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
<u>新聞オフ輪インキ</u>	<u>30%以上</u>
<u>ノンヒートオフ輪インキ</u>	<u>30%以上</u>
<u>枚葉インキ</u> <u>（ただし、金、銀、パール、白インキ）</u>	<u>20%以上</u> <u>（10%以上）</u>
<u>ビジネスフォームインキ</u>	<u>20%以上</u>
<u>ヒートセットオフ輪インキ</u>	<u>7%以上</u>
<u>各種UVインキ</u>	<u>7%以上</u>

~~5-6 「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。~~

~~6-7 配慮事項④⑤の「揮発性有機化合物の発生抑制に配慮」とは、次の配慮がなされていることをいう。~~

~~ア. インキ及び塗料の揮発性有機化合物の含有量に配慮されていること。~~

~~イ. 湿し水、洗浄剤及び廃ウェス容器等からの揮発性有機化合物の発生抑制対策を講じていること。~~

~~ウ. オフセット輪転印刷で熱風乾燥印刷の場合は、揮発性有機化合物排出処理装置（脱臭装置）を設置し適切に運転・管理していること。~~

~~7-8 配慮事項④②から⑤⑥については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。~~

~~8-9 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。~~

~~ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。~~

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 <u>抄色紙(A)*／ファン シーペーパー(A)*</u> ／ 樹脂含浸紙（水溶性の もの）	【加工紙】 <u>抄色紙(B)*／ファン シーペーパー(B)*色 紙（青または色の薄い もの）</u> ／ポリエチレン 等樹脂コーティング 紙／ポリエチレン等 樹脂ラミネート紙／ グラシンペーパー／ インディアペーパー	【加工紙】 <u>抄色紙(C)*／ファンシ ーペーパー(C)*色紙 （赤、緑、黄または色 の濃いもの）</u> ／ファン シーペーパー（表紙用 等の特殊紙）／樹脂含 浸紙（水溶性のものを 除く）／硫酸紙／ター ポリン紙／ロウ紙／セ ロハン／合成紙／カー ボン紙／ノーカーボン 紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 <u>捺染紙</u> ／ <u>昇華転写 紙</u> ／感熱性発泡紙／ 芳香紙
② イン キ 類	【通常インキ】 凸版インキ <u>→</u> 平版イ ンキ（オフセットイン キ） <u>→</u> 溶剤型グラビ アインキ／溶剤型フ レキソインキ／スク リーンインキ全般	<u>→</u> 【通常インキ】 <u>水性グラビアインキ ／水性フレキソイン キ</u>	—	—
	<u>グラビアインキ溶剤 型 フレキソインキ溶剤 型</u>	<u>グラビアインキ水性 フレキソインキ水性</u>	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ ☆ <u>（ハイブリッ ドUVインキ）</u> ／オフ セット用金・銀インキ ／パールインキ／ OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア 用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB イン キ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感イン キ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡 インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—

③ 加工 資 材	【製品本加工】 製本用針金 ／ ホッチ キス等／ <u>リサイクル 対応型ホットメルト</u> （難細裂化 EVA 系ホ ットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／ 水溶性のリ）	【製品本加工】 製本用糸／EVA 系ホ ットメルト	【製本加工】 <u>クロス貼り（布クロス、 紙クロス）</u>	二
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、 プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、 UV ラミコート／箔押 し	【表面加工】 <u>クロス貼り</u> 二	二
	【その他加工】 リサイクル対応型シ ール（ <u>全離解可能粘着 紙</u> ）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対 応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキ ュラーレンズ使用）	二
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ（リサイク ル対応型）	【異物】 <u>石</u> ／ガラス／金物（製 本用ホッチキス、針金 等除く）／土砂／木片 ／プラスチック類／布 類／建材（石こうボー ド等）／不織布／粘着 テープ（リサイクル対 応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、 香水、口紅等）

注 1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注 2 * 印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2—資材確認票の様式（例）—

作成年月日：____年____月____日				
_____御中				
件名：_____				
○○印刷株式会社				

印刷資材	使用 有無	リサイクル 適性ランク	分類	製造元・銘柄名	備考	
用紙	本文	○	紙へリサイクル可	上質紙	○○製紙／○○	—
	表紙	○	紙へリサイクル可	アート紙	○○製紙／○○	—
	見返し	○	紙へリサイクル可	アート紙	○○製紙／○○	—
	カバー	＝	＝	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
インキ	—	○	紙へリサイクル可	平版インキ	○○インキ／○	—
	—	＝	＝	—	—	—
	—	＝	＝	—	—	—
	—	＝	＝	—	—	—
加工	製本のり	＝	＝	—	—	—
	表面加工	○	紙へリサイクル可	OPニス	○○化学／○○	—
その他	—	＝	＝	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—

↓

リサイクル対応		判別
Aランクの材料のみ使用	紙へリサイクル可	○
AまたはBランクの材料のみ使用	板紙へリサイクル可	—
CまたはDランクの材料を使用	紙・板紙へリサイクル不可	—

表2 資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日						
御中						
件名： _____						
資 材 確 認 票						
〇〇印刷株式会社						
	<u>印刷資材</u>	<u>使用 有無</u>	<u>リサイクル 適性ランク</u>	<u>資材の種類</u>	<u>製造元・銘柄名</u>	<u>備考</u>
<u>用紙</u>	<u>本文</u>	<u>○</u>	<u>A</u>	<u>上質紙</u>	<u>〇〇製紙／〇〇</u>	
	<u>表紙</u>	<u>○</u>	<u>A</u>	<u>コート紙</u>	<u>〇〇製紙／〇〇</u>	
	<u>見返し</u>	<u>○</u>	<u>A</u>	<u>上質紙</u>	<u>〇〇製紙／〇〇</u>	
	<u>カバー</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>			
<u>インキ類</u>		<u>○</u>	<u>A</u>	<u>平版インキ</u>	<u>〇〇インキ／〇〇</u>	
<u>加工</u>	<u>製本加工</u>	<u>○</u>	<u>A</u>	<u>PUR系ホットメルト</u>	<u>〇〇化学／〇〇</u>	
	<u>表面加工</u>	<u>○</u>	<u>A</u>	<u>OPニス</u>	<u>〇〇化学／〇〇</u>	
	<u>その他加工</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>			
<u>その他</u>						

↓

<u>使用資材</u>	<u>リサイクル適性</u>	<u>判別</u>
<u>Aランクの資材のみ使用</u>	<u>印刷用の紙にリサイクルできます</u>	<u>○</u>
<u>AまたはBランクの資材のみ使用</u>	<u>板紙にリサイクルできます</u>	
<u>CまたはDランクの資材を使用</u>	<u>リサイクルに適さない資材を使用しています</u>	

注 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に

占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

20-3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	【判断の基準】 ○庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあつては、次の要件を満たすこと。 ①生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ②繰り返し利用できる食器が使われていること。 【配慮事項】 ①生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。
----	---

備考) 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

20-4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	【判断の基準】 ○<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ②<u>再生することなく再溝切り(リグループ)が可能であること。</u> 【配慮事項】 ①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------------	---

備考) 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、JIS D_4202に規定するタイヤの種類のうち「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又は JIS D_6401に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生(自動車整備の一部として調達されるものを含む。)の総件数とする。

20-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	【判断の基準】 ①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。 ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 ア．大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。 なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ．エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。 <u>③ロングライフクーラントの再利用に努めていること。</u> ③④自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。
-------	--

備考) 1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。

3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。

4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。

5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。

6 本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度（昭和49年1月21日環境庁告示第1号）による。

- 7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

20-6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理	【判断の基準】 ①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②当該施設において実施すべき、次のアからエに関する措置等を選定するとともに、当該措置等に関連する設備・機器等の運転条件、計測頻度、保守・点検頻度、方法等の管理基準に基づき、実施状況を施設管理者に毎月報告すること。 ア. 温湿度の適切な設定及び管理がなされていること。 イ. 照明効率を維持するための措置が講じられていること。 ウ. 空気調和設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置が講じられていること。 エ. 受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等について、適切な管理及び措置が講じられていること。 ③常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。 イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。 ④常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行ない、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（経済産業省告示第65号（平成18年3月29日）」を踏まえ、建築物衛生法に基づく、建築物環境衛生管理基準等に配慮の上、庁舎におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツールの活用に努めていること。 ③庁舎管理に空気調和設備のメンテナンスを含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏洩の防止及び充填等作業に伴う大気放出の抑制に努めていること。 ④庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めていること。
-------------	--

植栽管理	【判断の基準】 ①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。 【配慮事項】 ①灌水の雨水利用に配慮されていること。 ②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。 ③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。 ④植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病虫害の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。 ⑤植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。 <u>⑥植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。</u>
------	--

備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。

2 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

3 庁舎管理に係る判断の基準②の施設において実施すべき措置等は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、別表を参考として選定するものとする。

4 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。

5 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

6 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。

7 植栽管理に係る判断の基準②の「総合的病虫害・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。

8 植栽管理に係る判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成19年1月31日付18消安第11607号環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。

清掃	【判断の基準】 ①清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。 ③ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 ④資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。 ⑤清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。 ⑥環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。 【配慮事項】 ①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。 ③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。 ④清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。 ⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。 ⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。
----	--

備考) 1 清掃における判断の基準④の紙類の排出にあたって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。

2 清掃における判断の基準⑤の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。

3 清掃における判断の基準⑥の環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。

4 清掃の配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。

5 清掃の配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる物質をいう。

機密文書処理	【判断の基準】 ①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。 ②機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ. 破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を発注者に提示できること。 【配慮事項】 ①機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。 ②紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。 ③運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。 ④可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。
--------	---

備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。

2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 判断の基準②の破碎処理の発注にあたっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上）。

イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は5mm以上）。

3 判断の基準③の「機密処理完了証明書」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。

別表 1

古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA 用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙△にリサイクル可 で きます」の印刷物（A ランクの材料のみ使用） 「板紙△にリサイクル可 で きます」の印刷物（A またはB ランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考） 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表 2

古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

害虫防除	【判断の基準】 ①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。 ③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。 ④防除作業にあたり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。 ⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。 【配慮事項】 ○生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。
------	---

備考） 本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	—			○
	デマンドの状況により手動によるこまめな調節	随時実施	—			○
	進相用コンデンサによる力率管理の徹底（手動の場合）	随時実施	—	○		
照明設備	作業スペースの過剰照明、窓際の間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施		○	
	廊下・ホールの消灯、間引きの徹底	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施		○	
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	—		○	
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	適宜実施			○
	昼休みの消灯	毎日実施	—		○	
	残業時間帯における部分消灯、場所の集約化	毎日実施	—		○	
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	—		○	
	器具の清掃による照明効率の向上	年１回以上実施	年１回以上実施	○		
	定期的なランプ交換の実施	１回／２～３年	１回／２～３年			○
	間仕切りの取り止め	適宜実施	—		○	
	OA ルーバーの取り止め	適宜実施	—		○	
	機の配置、作業個所の適正化	適宜実施	—		○	
	ソーラータイマーのこまめな調整	月１回以上実施	月１回以上実施			○
	局部照明の採用	随時実施	—		○	
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	—		○	
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転間引き	毎日実施	—			○
	階段利用の促進	毎日実施	—		○	
	停止階の間引き	毎日実施	—			○
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	—		○	
給排水・衛生設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施		○	
	夏期における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間適宜実施			○
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	使用上、支障の無い範囲で給水・給湯の分岐バルブを絞込み	適宜実施	適宜実施			○

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施	○		
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	適宜実施	適宜実施			○
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	ファンベルトの点検・交換	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
熱源・空調設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施		○	
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適化	毎日実施	季節ごとに実施	○		
	季節毎・室内負荷状況に応じた運転方法の最適化	週1回以上実施	季節ごとに実施			○
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止の励行	毎日実施	—	○		
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取り止め	季節・外気温に応じ実施	—			○
	温湿度センサの取付位置の適正化	適宜実施	適宜実施	○		
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	適宜実施	適宜実施	○		
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	空室・倉庫等の空調換気の停止	適宜実施	適宜実施			○
	運転時間の短縮	毎日実施	—			○
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	—		○	
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	—		○	
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	—			○
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	—		○	
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施			○
	個人差による衣服の調整など居室者に対する啓蒙活動の実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施		○	
	夏季における屋上等への散水の実施（気化熱による打ち水効果）	当該期間外気温に応じ実施	—			○

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施	○		
	エアークフィルタの定期清掃の実施	年２回以上実施	年２回以上実施	○		
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年２回以上実施	年２回以上実施	○		
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—	○		
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	—			○
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を２℃～３℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	—			○
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	ナイトパージの実施	季節・外気温に応じ実施	—			○
	ショートサーキットの防止	随時実施	随時実施			○
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施			○
	ダクトのエアーク漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年１回以上実施	年１回以上実施	○		
	全熱交換器の清掃管理	年２回以上実施	年２回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	ゼロエナジーバンドの最適化	毎日実施	—			○
セントラル空調システム関連	省エネ温度管理の実施（冷水は高め、温水は低め）	毎日実施	—			○
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施	—			○
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	月１回以上実施	月１回以上実施	○		
	空調終了３０分程度前での熱源機器の停止	毎日実施	—			○
ボイラ	空気比・排ガス温度等燃焼装置の最適化の実施	随時実施	随時実施			○
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年１回以上実施	年１回以上実施	○		
	熱交換器類の伝熱面の管理	月１回以上実施	月１回以上実施	○		
	ボイラーの水質管理	月１回以上実施	月１回以上実施	○		
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）の実施	月１回以上実施	月１回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	○		

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施	○		
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	適宜実施	適宜実施	○		
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	○		
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施	○		
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	○		
冷却塔	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施	○		
	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施	○		
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施	○		
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量の最適化の実施	随時実施	—	○		
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	断熱材の状態管理	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施	随時実施	—	○		
蓄熱槽	蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適化運転の実施	随時実施	—			○
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	—			○
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの運転最適化（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	—	○		
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—	○		

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年１回以上実施	年１回以上実施	○		
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年１回以上実施	年１回以上実施	○		
	室内機のエアーフィルタの定期的な清掃	月１回以上実施	月１回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—	○		
	全熱交換器の清掃	年２回以上実施	年２回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年１回以上実施	年１回以上実施	○		
	エアーフィルタの定期的な清掃	月１回以上実施	月１回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—	○		
	全熱交換器の清掃	年２回以上実施	年２回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	冷却水薬洗の実施	年１回以上実施	年１回以上実施	○		
その他	自動販売機の節電（照明を消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	—			○
	OA 機器は昼休み等にスイッチを OFF	毎日実施	—		○	
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	—		○	
	省エネに必要なエネルギーデータの把握	毎日実施	月１回以上実施	○		

注：「①日常・定期点検」は日常点検・定期点検業務で実施可能な項目

「②利用者の協力」は施設利用者（入居者、来庁者）に協力を求めることにより実施可能な項目

「③管理・運用面」は設備・機器等の管理・運用面において実施可能な項目

（２）目標の立て方

当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする。

20-7 輸配送

(1) 品目及び判断の基準等

輸配送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。 ④モーダルシフトを実施していること。 ⑤輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第7号（平成18年3月31日）」を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。 ③輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。 ④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。 ⑤エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ⑥道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑦販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑨契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。 ⑩自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域を走行する輸配送にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。

- 1) 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。
- 2) 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

- 3)「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一ロー冊の貨物をいう。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 18 年 10 月）に基づく運転をいう。
- （参考）①ふんわりアクセル『e スタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意
- 3 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
- イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
- ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
- エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 4 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 5 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。
- 6 判断の基準⑤の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
- ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前を選択し、運転者に周知していること。
- イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
- ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。
- 7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。
- 8 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「1 1－1 自動車」を対象とする。
- 9 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
☐	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
☐	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
☒	点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
☒	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
☒	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
(エア・クリーナ・エレメント関連)	
☒	エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)	
☒	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☒	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)	
☐	燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)	
☒	排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)	
☒	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
☐	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする。

20-8 旅客輸送（自動車）

(1) 品目及び判断の基準等

旅客輸送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から④については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第6号（平成18年3月31日）」を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。 ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ④道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。
------	--

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成18年10月）に基づく運転をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意

2 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

3 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施し

ていることをいう。

- 4 判断の基準④の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減ための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。

ア．エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前を選択し、運転者に周知していること。

イ．輸送人数、地域の特性に応じた適正車種を選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ．配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

- 5 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。

- 6 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
☐	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
☐	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
☒	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
☒	ディーゼル車にあつては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
☒	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
(エア・クリーナ・エレメント関連)	
☒	ディーゼル車にあつては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)	
☒	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☒	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)	
☐	ディーゼル車にあつては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)	
☒	ディーゼル車にあつては、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)	
☒	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
☐	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する旅客輸送業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

20-9 照明機能提供業務

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯機能提供業務	【判断の基準】 ○次の要件を満たす機能提供型サービス（サービサイジング）であること。 ①使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光灯に係る判断の基準（ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。 ②回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。 ③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。 【配慮事項】 ①使用済蛍光灯の回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③使用済蛍光灯の回収に当たっては、施設管理者と協力し、破損なく回収するよう努めていること。 ④蛍光灯の配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。
------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の「機能提供型サービス（サービサイジング）」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う役務をいう。

2 判断の基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マニフェストや IT を活用したマニフェスト管理システムなど証明書に準ずるものでも可能とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する蛍光灯機能提供業務の総件数とする。

20-10 小売業務

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎等において営業を行う小売業務	【判断の基準】 ○庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ②消費者の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 【配慮事項】 ○店舗において取り扱う商品については、可能な限り簡易包装等により容器包装の使用量を削減した商品であること。
-------------------------	---

備考) 1 判断の基準①の独自の取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

2 判断の基準②の独自の取組とは、商品の販売に際して消費者に容器包装を有償で提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する基準を満たす庁舎等において営業を行う小売業務の総件数とする。

20-11 クリーニング

(1) 品目及び判断の基準等

クリーニング	【判断の基準】 ①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 【配慮事項】 ①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ④可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ⑤包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減に努めていること。 ⑥省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。
--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律 207 号）に定めるクリーニング業をいう。

2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 18 年 10 月）に基づく運転をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『e スタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意

4 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。

ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。

5 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。

ウ. 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。

6 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。